

## 《住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する Q&A》

※令和4年度分につきましては、基準日（令和3年12月10日）を基準日（令和4年6月1日）と読み替えてください。

### 1. 市町村民税均等割非課税世帯に関する Q&A

#### Q1. 給付金を受け取るのは誰になりますか。

A. 受給権者は、対象の世帯の世帯主になります。よって給付金の振込先は、特段支障がある場合を除き、原則として、世帯主名義の銀行口座になります。

#### Q2. 給付金の支給はいつぐらいになりますか。

A. 原則、市から送付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を返送いただいて市へ届いた後、2～3週間を予定しています。確認書の記載内容に不備がある等、確認に時間を要する場合には支給が遅れる可能性があります。

#### Q3. 修正申告等により令和3年度又は令和4年度住民税が課税から均等割非課税となった場合はどうすればいいですか。

A. 修正申告等により、住民税が課税から均等割非課税になった場合は、支給対象世帯となる場合がありますので、社会福祉課福祉総務係（☎0875-23-3930）までご連絡ください。支給対象世帯に該当する場合、申請に必要な書類をお送りさせていただきます。なお、この場合の申請期限は、令和4年9月30日（令和4年度分については令和4年10月30日）までとなっておりますので日程に余裕を持ってお申し出をお願いします。

#### Q4. 配偶者の被扶養者（無収入）であったが、基準日（令和3年12月10日）の翌日以降に離婚した場合、離婚後の世帯は給付金受給の対象となりますか。

A. 本給付金は、経済対策に基づく一時的な施策であり、給付対象者を一義的に確定するためには、特定期日における事情をもって対象者の範囲を決める必要があるため、基準日の翌日以降の離婚等の世帯の変更により住民税非課税世帯と同程度となった場合には、給付金の対象とはなりません。

Q5. 給付金受給対象世帯の世帯主ですが、身体が不自由で、自分で確認書の返送や申請書の提出ができません。どうしたらいいですか。

A. 世帯主本人が確認書の返送や申請書の提出が困難な場合は、代理人が手続きを行うことも可能です。手続きが可能な代理人は以下の①～③の方となります。

- ① 基準日（令和3年12月10日）時点での受給権者（世帯主）の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- ③ 親族その他の平素から受給者本人（世帯主）の身の回りの世話をしている方

代理人が「確認書」の提出をするときは、確認書の委任欄へ記載してください。

②及び③の代理人が「申請書」の提出をするときは、申請書に加え、公的身分証明書の写し等（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し等）を添付した委任状を申請書と併せて提出してください。